

議案第 8 6 号

亀山市手数料条例の一部改正について

亀山市手数料条例の一部を別紙のとおり改正する。

令和 3 年 1 1 月 2 6 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市手数料条例の一部を改正する条例

亀山市手数料条例（平成 17 年亀山市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

別表第 4 の 1 の表 1 の項中「及び第 2 項」を「、第 2 項及び第 5 項」に改め、同表 2 の項中「第 5 条第 3 項」の次に「又は第 4 項」を加え、同表 4 の項中「場合」の次に「又は同条第 3 項の規定に基づく管理者等が選任された場合」を加え、「譲受人決定時」を「譲受人決定時等」に改め、同表 5 の項中「計画の認定を」を「同法第 6 条第 1 項の認定を」に、「計画の認定に」を「当該認定に」に改める。

別表第 4 の 2 の表を次のように改める。

2 長期優良住宅建築等計画認定申請手数料

区分	1 戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書又は同条第 4 項に規定する住宅性能評価	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 1 項第 1 号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第 6 条の 2 第 3 項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合

		書の交付を受けたものである場合			
一戸建ての住宅		13,500円	50,900円	20,300円	76,400円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	4,900円	24,000円	7,400円	36,000円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	4,100円	19,200円	6,100円	28,800円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	2,700円	15,100円	4,100円	22,700円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	2,200円	13,600円	3,300円	20,400円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	1,600円	11,600円	2,500円	17,500円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	1,400円	10,800円	2,100円	16,200円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	1,200円	10,300円	1,800円	15,400円
	総戸数が	1,000円	9,400円	1,500円	14,200

300戸 を超える もの				円
--------------------	--	--	--	---

別表第4の3の表を次のように改める。

3 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）認定申請手数料

区分		1戸当たりの手数料の金額			
		新築基準		増改築基準	
		長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第6条第1項 第1号に掲げ る基準に適合 した住宅の品 質確保の促進 等に関する法 律第6条の2 第3項に規定 する確認書又 は同条第4項 に規定する住 宅性能評価書 の交付を受け たものである 場合	その他の場合	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第6条第1項 第1号に掲げ る基準に適合 した住宅の品 質確保の促進 等に関する法 律第6条の2 第3項に規定 する確認書の 交付を受けた ものである場 合	その他の場合
一戸建ての 住宅		10,500円	47,900円	15,800円	71,900円
一戸建て の住宅以 外の	総戸数が 5戸以下 のもの	3,900円	23,000円	5,900円	34,500円
	総戸数が 5戸を超 え10戸 以下の もの	3,300円	18,400円	5,000円	27,600円
	総戸数が 10戸を 超える もの	2,100円	14,500円	3,200円	21,800円

住 宅	超え 2 5 戸以下の もの				
	総戸数が 2 5 戸を 超え 5 0 戸以下の もの	1 , 8 0 0 円	1 3 , 2 0 0 円	2 , 7 0 0 円	1 9 , 8 0 0 円
	総戸数が 5 0 戸を 超え 1 0 0 戸以下 のもの	1 , 4 0 0 円	1 1 , 4 0 0 円	2 , 1 0 0 円	1 7 , 1 0 0 円
	総戸数が 1 0 0 戸 を超え 2 0 0 戸以 下のもの	1 , 2 0 0 円	1 0 , 5 0 0 円	1 , 8 0 0 円	1 5 , 8 0 0 円
	総戸数が 2 0 0 戸 を超え 3 0 0 戸以 下のもの	1 , 0 0 0 円	1 0 , 1 0 0 円	1 , 5 0 0 円	1 5 , 1 0 0 円
	総戸数が 3 0 0 戸 を超える もの	8 0 0 円	9 , 2 0 0 円	1 , 2 0 0 円	1 3 , 9 0 0 円

別表第 4 の 4 の 1 の表を次のように改める。

4 の 1 長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料

- (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等の変更を含む場合（同法第 5 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。）

区分	1 戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅 の普及の促進	その他の場合	長期優良住宅 の普及の促進	その他の場合

		に関する法律 第6条第1項 第1号に掲げ る基準に適合 した住宅の品 質確保の促進 等に関する法 律第6条の2 第3項に規定 する確認書又 は同条第4項 に規定する住 宅性能評価書 の交付を受け たものである 場合		に関する法律 第6条第1項 第1号に掲げ る基準に適合 した住宅の品 質確保の促進 等に関する法 律第6条の2 第3項に規定 する確認書の 交付を受けた ものである場 合	
一戸建ての 住宅		7, 300円	26, 000円	10, 700円	38, 700円
一戸建て の住宅以 外の住宅	総戸数が 5戸以下の もの	2, 500円	12, 100円	3, 800円	18, 100円
	総戸数が 5戸を超え 10戸以下の もの	2, 100円	9, 600円	3, 100円	14, 400円
	総戸数が 10戸を超え 25戸以下の もの	1, 300円	7, 600円	2, 000円	11, 400円
	総戸数が 25戸を超え 50戸以下の もの	1, 100円	6, 800円	1, 600円	10, 200円
	総戸数が 50戸を超え 100戸以下の もの	800円	5, 800円	1, 200円	8, 700円

0 戸以下 の 物				
総戸数が 1 0 0 戸 を超え 2 0 0 戸以 下のもの	7 0 0 円	5 , 4 0 0 円	1 , 0 0 0 円	8 , 1 0 0 円
総戸数が 2 0 0 戸 を超え 3 0 0 戸以 下のもの	6 0 0 円	5 , 1 0 0 円	9 0 0 円	7 , 7 0 0 円
総戸数が 3 0 0 戸 を超える もの	5 0 0 円	4 , 7 0 0 円	7 0 0 円	7 , 1 0 0 円

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 2 条第 4 項に規定する長期使用構造等以外の変更に係る場合 (同法第 5 条第 3 項又は第 4 項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第 9 条第 1 項又は第 3 項の規定に基づく認定を受けていないものを除く。)

区分		1 戸当たりの手数料の金額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		7 , 3 0 0 円	1 0 , 7 0 0 円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が 5 戸以下のもの	2 , 5 0 0 円	3 , 8 0 0 円
	総戸数が 5 戸を超え 1 0 戸以下のもの	2 , 1 0 0 円	3 , 1 0 0 円
	総戸数が 1 0 戸を超え 2 5 戸以下のもの	1 , 3 0 0 円	2 , 0 0 0 円
	総戸数が 2 5 戸を超え 5 0 戸以下のもの	1 , 1 0 0 円	1 , 6 0 0 円
	総戸数が 5 0 戸を超え 1 0 0 戸以下のもの	8 0 0 円	1 , 2 0 0 円

総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	700円	1,000円
総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	600円	900円
総戸数が300戸を超えるもの	500円	700円

別表第4の4の2の表を次のように改める。

4の2 長期優良住宅建築等計画（分譲事業者単独作成）変更認定申請手数料

- （1）長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等の変更を含む場合（同法第5条第3項又は第4項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第9条第1項又は第3項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。）

区分	1戸当たりの手数料の金額			
	新築基準		増改築基準	
	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書又は同条第4項に規定する住宅性能評価書の交付を受けたものである場合	その他の場合	長期優良住宅の普及の促進に関する法律第6条第1項第1号に掲げる基準に適合した住宅の品質確保の促進等に関する法律第6条の2第3項に規定する確認書の交付を受けたものである場合	その他の場合
一戸建ての住宅	5,800円	24,400円	8,400円	36,400円

一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が5戸以下のもの	2, 0 0 0 円	1 1, 6 0 0 円	3, 0 0 0 円	1 7, 3 0 0 円
	総戸数が5戸を超え10戸以下のもの	1, 7 0 0 円	9, 2 0 0 円	2, 5 0 0 円	1 3, 8 0 0 円
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1, 0 0 0 円	7, 3 0 0 円	1, 6 0 0 円	1 0, 9 0 0 円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	9 0 0 円	6, 6 0 0 円	1, 3 0 0 円	9, 9 0 0 円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	7 0 0 円	5, 7 0 0 円	1, 0 0 0 円	8, 5 0 0 円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	6 0 0 円	5, 2 0 0 円	9 0 0 円	7, 9 0 0 円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	5 0 0 円	5, 0 0 0 円	7 0 0 円	7, 5 0 0 円
	総戸数が300戸を超えるもの	4 0 0 円	4, 6 0 0 円	6 0 0 円	6, 9 0 0 円

(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第2条第4項に規定する長期使用構造等以外の変更に係る場合（同法第5条第3項

又は第４項の規定に基づく認定を受けたもので、同法第９条第１項又は第３項の規定に基づく認定を受けていないものに限る。)

区分		１戸当たりの手数料の金額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		５，８００円	８，４００円
一戸建ての住宅以外の住宅	総戸数が５戸以下のもの	２，０００円	３，０００円
	総戸数が５戸を超え１０戸以下のもの	１，７００円	２，５００円
	総戸数が１０戸を超え２５戸以下のもの	１，０００円	１，６００円
	総戸数が２５戸を超え５０戸以下のもの	９００円	１，３００円
	総戸数が５０戸を超え１００戸以下のもの	７００円	１，０００円
	総戸数が１００戸を超え２００戸以下のもの	６００円	９００円
	総戸数が２００戸を超え３００戸以下のもの	５００円	７００円
	総戸数が３００戸を超えるもの	４００円	６００円

別表第４の４の３の表を次のように改める。

４の３ 長期優良住宅建築等計画変更（譲受人決定時等）認定申請手数料

区分		１戸当たりの手数料の金額	
		新築基準	増改築基準
一戸建ての住宅		６，０００円	８，０００円
一戸建ての住	総戸数が５戸以下のもの	２，０００円	２，６００円
	総戸数が５戸を	１，５００円	２，０００円

宅以外の住宅	超え10戸以下のもの		
	総戸数が10戸を超え25戸以下のもの	1,000円	1,400円
	総戸数が25戸を超え50戸以下のもの	800円	1,000円
	総戸数が50戸を超え100戸以下のもの	500円	700円
	総戸数が100戸を超え200戸以下のもの	500円	600円
	総戸数が200戸を超え300戸以下のもの	400円	500円
	総戸数が300戸を超えるもの	300円	400円

別表第4の5の表中「6,700円」を「3,000円」に、「2,700円」を「1,000円」に、「2,400円」を「800円」に、「1,300円」及び「1,200円」を「400円」に、「1,100円」を「300円」に、「900円」及び「700円」を「200円」に、「600円」を「100円」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和4年2月20日から施行する。
- 2 住宅の質の向上及び円滑な取引環境の整備のための長期優良住宅の普及の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和3年法律第48号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる長期優良住宅建築等計画の変更（譲受人を決定した場合における変更を含む。）及び認定に基づく地位の承継の申請については、この条例による改正後の亀山市手数料条例の相当規定に定める申請とみなして、当該相当規定を適用する。